



## 行政の 焦点

業などの撲滅に向けた監督指導や無料の電話相談

組を促す  
キャンペーンの実施に先立ち、使用者団体や労働組合に対し、厚生労働大臣名による協力を要請。  
2、労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問を実施  
都道府県労働局長が長時間労働削減に向けた積極的な取組を行っている「ベストプラクティス企業」を訪問し、取組事例

に実施し、長時間労働や過重労働、賃金不払残業など労働条件全般にわたり、都道府県労働局の担当者が相談に応じる。  
5、企業における自主的な過重労働防止対策を実施  
企業の労務担当責任者などを対象に、9月から11月にかけて、全都道府県で合計66回、「過重労働解消のためのセミナー」

などを行いました。

### 11月は「過労死等防止啓発月間」として集中的な周知・啓発等の取組を実施

○過労死等防止対策推進シンポジウム等概要

過労死等の防止のための活動を行う民間団体と連携して、11月を中心に47都道府県で計48回、シンポジウムを開催

○キャンペーンの概要  
1、労使の主体的な取

をホームページなどを通じて地域に紹介。  
3、重点監督を実施  
長時間の過重な労働による過労死等に関して労働請求が行われた事業場や若者の「使い捨て」が疑われる企業などへの重点的な監督指導。  
4、電話相談を実施  
「過重労働相談ダイヤル」（無料）を全国一斉

「（委託事業）」を実施。  
▽  
▽  
過重労働による健康障害を防止するためには、①時間外・休日労働の削減、②年次有給休暇の取得の促進、③労働者の健康管理に係る措置の徹底。また、賃金不払残業を解消するためには、①職場風土の改革、②適正に

労働時間を管理するためシステムの整備、③労働時間を適正に把握するための責任体制の明確化及びチェック体制の整備などの措置が必要になります。  
労働時間の現状を見ると、週の労働時間が60時間以上の労働者の割合は近年低下傾向であるものの、いまだ長時間労働の実態が見られます。また、脳・心臓疾患に係る労災支給件数についても依然として高い水準で推移するなど、過重労働による健康障害も多い状況にあるほか、割増賃金の不払に係る労働基準法違反も後を絶たないところで、各事業場におかれましては、労働基準や労働安全衛生に関する法令を遵守していただき、ワーク・ライフ・バランスのとれた職場環境作り、メンタルヘルス対策、相談体制の整備などを推進する取組をお願いいたします。

平成26年に施行された「過労死等防止対策推進法」において、11月は「過労死等防止啓発月間」とされています。このため、厚生労働省では、同月間において過労死等の一つの要因である長時間労働の削減等、過重労働解消に向けた集中的な周知・啓発等の取組を行う「過重労働解消キャンペーン」が実施されました。  
月間中は、国民への周知・啓発を目的に、全国48会場で「過労死等防止対策推進シンポジウム」を行うほか、著しい過重労働や悪質な賃金不払残